

生活保護

1 生活保護制度のあらまし

憲法第25条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しています。生活保護法は、憲法が保障する生存権を実現するための制度の1つとして制定されたものです。

生活保護制度の基本原則として

- ① すべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護と最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とする「国家責任による最低生活保障」の原理
- ② 法の定める要件を満たす限り、すべての国民が保護を受けることができる「保護請求権無差別平等」の原理
- ③ 「健康で文化的な生活水準を維持することができる最低生活保障」の原理
- ④ 真に不足する部分を保護する「保護の補足性」の原理

の4つがあります。この保護の補足性については、保護開始の要件として次の3要件があります。

- ア 本人のもつ資産、能力その他あらゆるものを活用すること。
- イ 民法に定める扶養義務者の扶養義務の履行を保護に優先させること。
- ウ 他の法律に定める給付を優先すること。

これらの手段を講じてもなお生活に困るときに、はじめて生活保護が開始されます。

(1) 保護を受けるには

保護を受けるには、まず「保護申請」が必要です。これは本人またはその扶養義務者その他の同居の親族による申請のことです。(ただし、急迫した状況の場合は職権による保護ができます。)

この申請に基づき、世帯を単位として、国の基準により困窮の程度に応じて必要な扶助額を決定します。

(2) 保護の種類

- ① 生活扶助……衣食その他の日常生活や移送に必要な費用
- ② 住宅扶助……家賃、家屋の補修、その他住宅の維持のために必要な費用
- ③ 教育扶助……教材、学用品、給食その他義務教育に必要な費用
- ④ 医療扶助……病気の治療に必要な費用
- ⑤ 介護扶助……要介護者、要支援者の介護のために必要な費用
- ⑥ 出産扶助……出産のために必要な費用（原則として助産施設入所）
- ⑦ 生業扶助……生業に必要な資金、器具、資材および技能習得に必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助……葬祭を行うのに必要な費用

これらは、医療扶助および介護扶助を除き原則として金銭給付です。生活扶助は居宅を原則としますが、状況によって各種の施設や病院などに入所(院)して行うことができます。

(3) 保護の決め方

生活保護は「保護基準」により算出されたその世帯の最低生活費とその世帯の得た収入から必要な控除を行い、その結果で保護の要否が判断され、保護費が決められます。したがって、世帯を構成する人員、年齢などにより一様ではなく、種類もそれぞれ異なります。

(4) 被保護者の権利および義務

- ① 不利益変更の禁止（生活保護法第56条）…正当な理由なくして保護は変更されない。
- ② 公課の禁止（生活保護法第57条）…保護金品に対する租税その他公課は課せられない。
- ③ 差し押さえの禁止（生活保護法第58条）…保護金品またはこれを受ける権利の差し押さえ禁止。
- ④ 譲渡の禁止（生活保護法第59条）…保護を受ける権利の譲渡禁止。
- ⑤ 生活上の義務（生活保護法第60条）…常に能力に応じ勤労に励み、支出の節約を図り生活の維持、向上に努めること。
- ⑥ 届出の義務（生活保護法第61条）…生計の状況または居住地、世帯構成に変動のあったときは届け出ること。
- ⑦ 指示等に従う義務（生活保護法第62条）…保護を受けたときは、必要な指導・指示および保護施設の規定に従うこと。
- ⑧ 費用返還義務（生活保護法第63条）…急迫の場合等に保護を受けたとき、事後に返還命令があった場合は速やかに返還すること。

(5) 自立支援の取組み（自立支援プログラム）

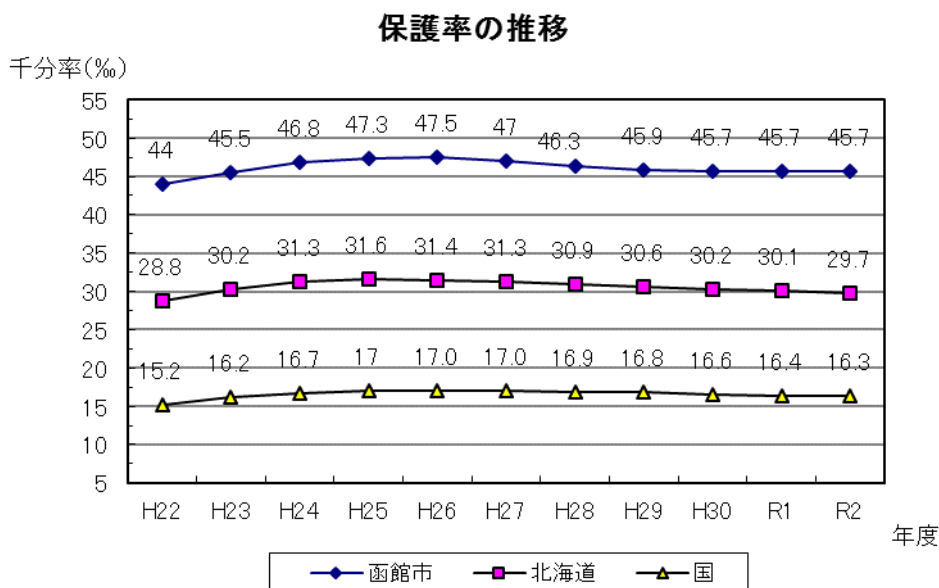
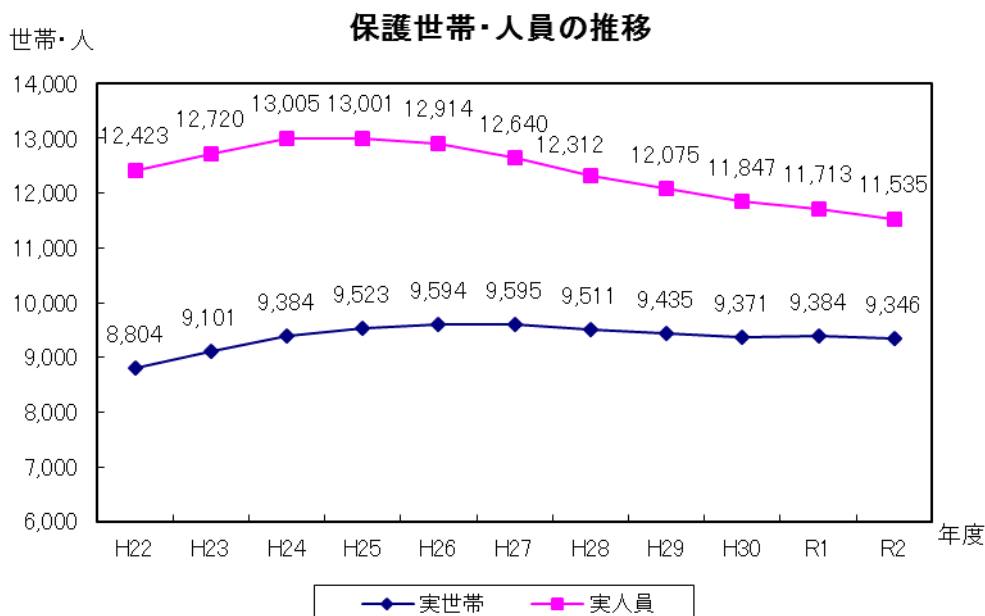
- ① 就労支援プログラム…就労指導員がマンツーマンで就職を支援
- ② 子ども健全育成プログラム…子どもを抱える世帯に対し、養育・就学を支援
- ③ 年金調査支援プログラム…各種年金加入歴等を調査し、年金等の受給および受給額の増額を支援
- ④ 就労準備支援事業…未就労期間が長期に及んでいる被保護者を対象に、日常生活習慣の確立や就労に必要な基礎能力の形成を図る
※NPO法人へ委託

2 生活保護の状況

(1) 保護人員および年間保護費の推移

区分	全人口 (9月末)		被保護(月平均)				年間保護費		保護率 (%)
			実世帯		実人数				
年度	人口	指数	世帯	指数	人員	指数	金額(千円)	指数	
H30	259,500	100.0	9,371	100.0	11,847	100.0	20,454,389	100.0	45.7
R1	256,178	98.7	9,384	100.1	11,713	98.9	20,502,091	100.2	45.7
R2	252,647	97.4	9,346	99.7	11,535	97.4	19,872,527	97.2	45.7

※ 保護率(%)=実人員÷全市人口×1,000



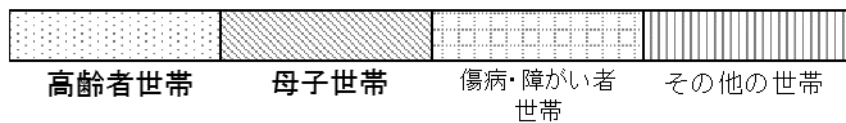
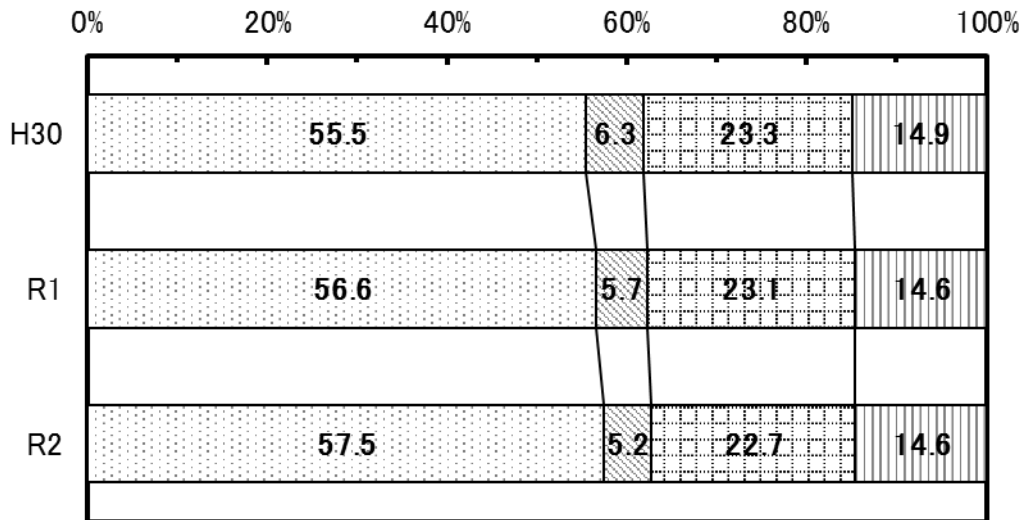
(2) 扶助別保護人員の推移（月平均）

年度	区分	保護 世帯数	保護 人員	扶助別人員					
				生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	他の扶助
H30	人員	9,371	11,847	10,678	10,330	690	2,500	10,421	295
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R1	人員	9,384	11,713	10,485	10,164	611	2,606	10,341	290
	指数	100.1	98.9	98.2	98.4	88.6	104.2	99.2	98.3
R2	人員	9,346	11,535	10,238	10,001	537	2,655	10,121	298
	指数	99.7	97.4	95.9	96.8	77.8	106.2	97.1	101.0

(3) 被保護世帯類型の推移（月平均）

区分 年度	高齢者世帯		母子世帯		傷病障がい者世帯		その他世帯		計		停止 世帯
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
H30	5,192	55.5	588	6.3	2,184	23.3	1,394	14.9	9,358	100.0	13
R1	5,309	56.6	531	5.7	2,162	23.1	1,368	14.6	9,370	100.0	14
R2	5,366	57.5	486	5.2	2,121	22.7	1,359	14.6	9,332	100.0	14

保護世帯の構成



(4) 被保護世帯労働力類型（月平均）

区分 年度	世帯主が働いている世帯①						世帯員 が働い ている 世帯②		①+②		非稼働世帯		計	
	常用	日 雇	内 職	そ の 他	計		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	構成比								
H30	1,159	8	15	11	1,193	12.8	198	2.1	1,391	14.9	7,967	85.1	9,358	100.0
R1	1,157	8	14	9	1,188	12.7	186	2.0	1,374	14.7	7,996	85.3	9,370	100.0
R2	1,105	6	14	7	1,132	12.1	185	2.0	1,317	14.1	8,015	85.9	9,332	100.0

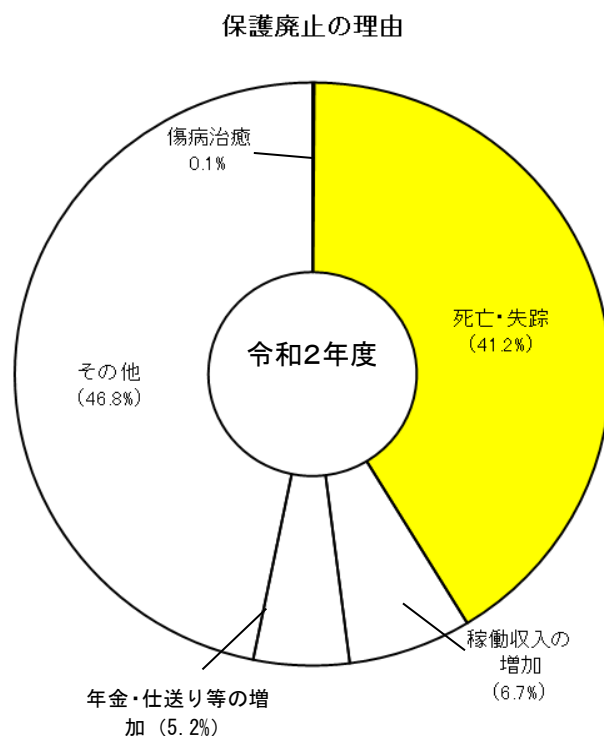
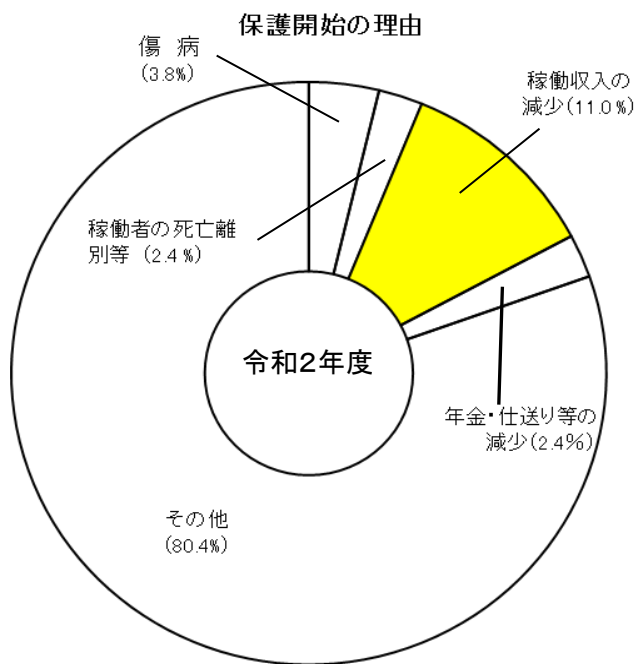
(5) 人員構成別世帯数の推移

(各年7月年次調査)

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上 世帯	計
H30	世帯数	7,528	1,349	321	102	25	7	6	9,338
	構成比%	80.6	14.4	3.4	1.1	0.3	0.1	0.1	100.0
R1	世帯数	7,625	1,313	298	86	20	9	7	9,358
	構成比%	81.4	14.0	3.2	1.0	0.2	0.1	0.1	100.0
R2	世帯数	7,629	1,271	279	70	17	11	6	9,283
	構成比%	82.2	13.7	3.0	0.7	0.2	0.1	0.1	100.0

(6) 保護の開始・廃止の理由別状況

区分		H30		R1		R2	
		延 件 数	比 率	延 件 数	比 率	延 件 数	比 率
保 護 の 開 始	世帯主の傷病	31	3.2	45	4.3	37	3.8
	世帯員の傷病	3	0.3	2	0.2	0	-
	働いていた者の死亡・離別・不在	16	1.6	18	1.7	24	2.4
	働きによる収入の減少・喪失	34	3.5	33	3.1	109	11.0
	年金・仕送り等の減少・喪失	24	2.4	19	1.8	24	2.4
	その他	872	89.0	932	88.9	794	80.4
	計	980	100.0	1,049	100.0	988	100.0
保 護 の 廃 止	世帯主の傷病治癒	1	0.1	0	-	1	0.1
	世帯員の傷病治癒	0	-	0	-	0	-
	死亡・失踪	387	37.4	422	40.3	407	41.2
	働きによる収入の増加	157	15.2	103	9.8	66	6.7
	年金・仕送り等の増加	49	4.7	32	3.1	51	5.2
	その他	441	42.6	490	46.8	461	46.8
	計	1,035	100.0	1,047	100.0	986	100.0



(7) 教育扶助の受給人員

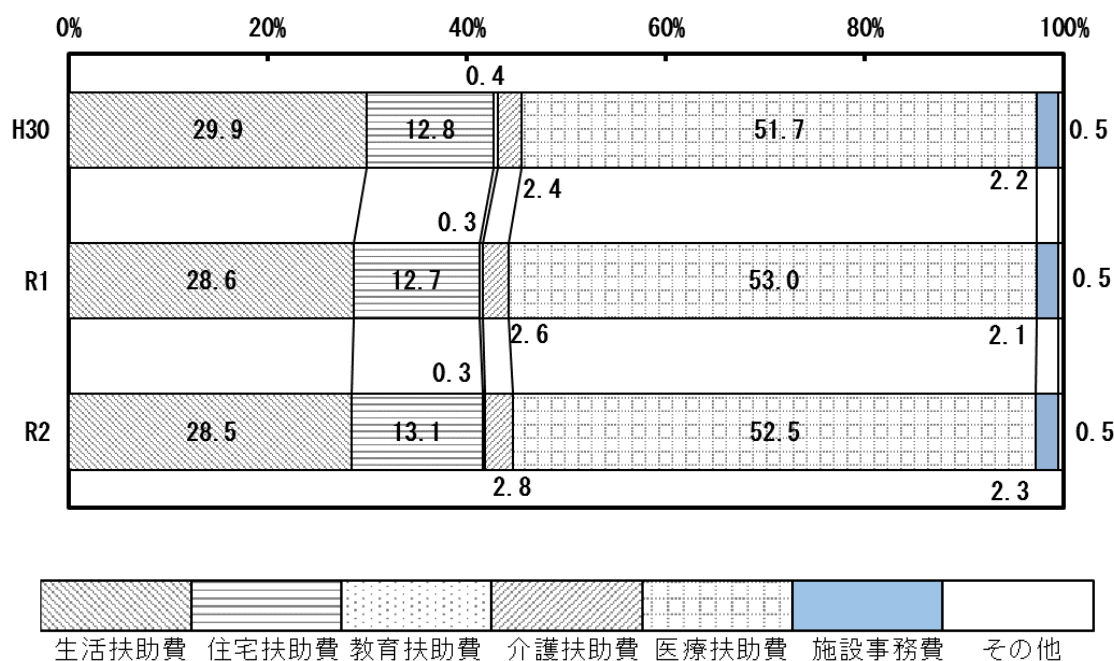
(各年7月年次調査)

区分	年度	H30	R1	R2
小学校		390	350	305
中学校		297	260	218
計		687	610	523

(8) 生活保護費の年度別比較

種別	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	施設	就労	進学	計
年度	扶助費	扶助費	扶助費	扶助費	扶助費	補助費	扶助費	扶助費	事務費	自立給付金	準備給付金	
H30	6,123,605	2,617,896	84,894	493,117	10,573,352	671	44,644	52,476	453,328	5,206	5,200	20,454,389
R1	5,867,525	2,609,714	64,357	533,811	10,865,585	547	38,124	52,013	460,174	4,441	5,800	20,502,091
R2	5,663,565	2,607,673	57,308	557,282	10,437,949	1,135	34,953	51,131	452,258	2,473	6,800	19,872,527

生活保護の扶助割合



(9) 医療扶助費の内訳 (上段：件数，下段：金額)

(単位：件，千円)

区分 年度	診療報酬費用					福祉事務所 払い医療費	合計
	入院	入院外	歯科	調剤	計		
H30	10,816	147,273	17,629	125,966	301,684	22,586	324,270
	5,908,394	2,259,935	331,491	1,996,453	10,496,273	77,079	10,573,352
R1	11,075	146,599	18,061	125,694	301,429	24,027	325,456
	6,086,006	2,390,129	334,431	1,967,279	10,777,845	87,740	10,865,585
R2	10,485	139,128	16,999	121,006	287,618	24,303	311,921
	5,843,228	2,292,574	336,468	1,877,896	10,350,166	87,783	10,437,949

(10) 生活保護法指定医療機関の状況

(各年4月1日現在)

区分	R1			R2			R3		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
医療機関数	195	131	173	197	129	175	195	127	172

(11) 生活保護法指定介護機関状況

区分	R1		R2		R3	
	在宅	施設	在宅	施設	在宅	施設
介護機関数	1,485	31	1,511	31	1,500	31